二　昭和六十年郵政省告示第二百十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正後

［一　略］		
二　公衆通信障害防止区域以外の伝搬障害防止区域		
当該伝搬障害防止区域の範囲	当該伝搬障害防止区域に係る地域の名称	当該伝搬障害防止区域に係る地域の名称
電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）で示す。）	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	重要無線通信の種類
［一～一一　略］		

改正前

［一　同上］		
二　［同上］		
当該伝搬障害防止区域の範囲	当該伝搬障害防止区域に係る地域の名称	当該伝搬障害防止区域に係る地域の名称
電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）で示す。）	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	重要無線通信の種類
［一～一一　同上］		

㈡　福島県八女郡上陽町大字上横山字山神三〇二四―三五（七一三・五）			目、東光二丁目、東比恵二丁目、同三丁目、上牟田一丁目、同二丁目、半道橋二丁目、東那珂二丁目、西月隈一丁目、同三丁目、下月隈、上月隈

㈡　福島県八女郡上陽町大字上横山字山神三〇二四―三五（七一三・五）			目、東光二丁目、東比恵二丁目、同三丁目、上牟田一丁目、同二丁目、半道橋二丁目、東那珂二丁目、西月隈一丁目、同三丁目、下月隈、上月隈
一三　電気供給業務用	㈠　青森県八戸市大字河原木字字兵衛河原一―一（七四・六） ㈡　青森県八戸市大字提町一一―二（六六・六）	〇 三・二	青森県八戸市　字兵衛河原、江陽二丁目、同三丁目、沼館一丁目、同四丁目、城下一丁目、同四丁目、内丸、柏崎一丁目、堀端町、提町
一四　削除			
一五　削除			